

ちばアントレプレナーシップ教育コンソーシアム Seedlings of Chiba 組織構成

総会

(規約15条)

正会員（学生会員を除く）による最高意思決定機関

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 本規約及び各種規程の制定・改廃
- (4) 役員を選任・退任の承認
- (5) その他コンソーシアム運営にあたり重要な意思決定に関することを審議

事務局

(規約16条)
(事務局規定)

総会の方針に基づく具体的な執行機関

- (1) 事業計画の実行及び進捗管理
- (2) 予算の執行・管理
- (3) 広報・宣伝に関する事務
- (4) 会員の募集・入退会手続きに関する事務
- (5) 総務・経理に関する事務
- (6) 規約及び各種規程の制定・改廃に関する事務役員の選任・退任に関する事務
- (7) 部会設置に係る審査・承認に関する事務
- (8) 総会開催に係る必要な事務
- (9) その他、コンソーシアム運営に関して必要な事務を執行

※役割に応じて複数チームを構成して活動

部会

(規約17条)
(部会設置・運営規程)

各種事業を円滑に実行するための事業組織

コンソーシアムの目的に資する企画立案・実践・調査・研究等の諸活動を主体的に進める。

部会

部会

...

顧問

必要に応じて、組織運営や各種活動等について、専門的知見から会長に助言を行う学識経験者等。